公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局環境共生部環境対策課 (新)環境局環境共生部環境総務課
件名	さいたま市アライグマ等死骸運搬業務
履行場所	西部環境センター、クリーンセンター西堀、桜環境センター
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 16 日
契約の相手方名	株式会社オリエントプランニング
契 約 金 額	1,111,000円
随意契約によることとした理由	本業務は市内において捕獲されたアライグマ等の死骸を焼却施設へ運搬する業務である。 当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部資源循環政策課
件名	市民清掃活動普及啓発業務に係るさいたま市版ごみ拾い活動見える化 サービス運用・保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 20 日
契約の相手方名	株式会社ピリカ
契 約 金 額	1,166,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、本市のごみ拾い活動見える化SNSサービスを円滑に運用するための運用業務委託である。 既設の当該SNSサービスと密接不可分な業務であり、システム構築を行った業者以外の事業者に履行させた場合、既設のシステムの運用やネットワークセキュリティの保護に著しい支障が生じるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市事業系紙ごみリサイクル業務
履行場所	廃棄物対策課及び仕様書によりさいたま市内に設置させる専用受け入れ 施設、他
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	特定非営利活動法人エコシステムさいたま
契 約 金 額	29,888,100円
随意契約によることとした理由	当業務は、市内事業者等から排出される紙ごみのリサイクルについて、受入施設の設置・運営、紙ごみの回収、製紙会社を通じた再資源化、成果物の作製、リサイクル推進の啓発等を一括して行うものである。選定に当たり、古紙市場の情勢に左右されずに安定して紙ごみを回収することができ、業務のすべてを担える者であること及び確実な業務遂行が見込まれる者としたが、当該事業者以外に該当がなかった。当該相手方は名簿上の受注希望業務で、イベント/企画・運営、廃棄物再生処理、ごみ処理施設運転管理、製作等、文書管理の全てに登録があり、当該業務の開始時に当市の指導の下に作られた団体のためこれまで同業務を完遂してきた実績もある。以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市西区、北区大宮区及び見沼区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	178,200,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(中央区新都心外)
履行場所	さいたま市中央区新都心外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社埼京プロテック
契 約 金 額	71,733,200円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(中央区本町東外)
履行場所	さいたま市中央区本町東外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	44,990,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

表历安山随总关///加木衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(中央区上峰外)
履行場所	さいたま市中央区上峰外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	協和商事株式会社
契 約 金 額	59,400,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(中央区円阿弥外)
履行場所	さいたま市中央区円阿弥外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	彩都クリーンサービス協同組合
契 約 金 額	42,240,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行今第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(岩槻区南・西地域)
履行場所	さいたま市岩槻区南及び西地域内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻清掃協同組合
契 約 金 額	110,000,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

来切女时他心天小师不久 ————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(不燃物等)収集運搬業務(見沼・西・北・大宮区)
履行場所	さいたま市見沼区、西区、北区及び大宮区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	277,200,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(不燃物等)収集運搬業務(中央区)
履行場所	さいたま市中央区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	67,100,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(不燃物等)収集運搬業務(岩槻区西地域)
履行場所	さいたま市岩槻区西地域内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻清掃協同組合
契 約 金 額	53,130,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

一—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(粗大ごみ等)戸別収集運搬業務(中央区)
履行場所	さいたま市中央区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社埼京プロテック
契 約 金 額	20,891,420円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(粗大ごみ等)戸別収集運搬業務(浦和・南・桜・緑 区)
履行場所	さいたま市浦和区、南区、桜区及び緑区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	彩都クリーンサービス協同組合
契 約 金 額	60,170,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(粗大ごみ等)戸別収集運搬業務(緑・浦和・南区)
履行場所	さいたま市緑区、浦和区及び南区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	協和商事株式会社
契 約 金 額	20,504,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(PET・プラ)収集運搬業務(桜・浦和・南・緑・大宮区)
履行場所	さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	彩都クリーンサービス協同組合
契 約 金 額	251,790,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(かん)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区及び見沼区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	146,784,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 当該業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

一—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん・かん・PET・プラ)収集運搬業務(岩槻区西地域)
履行場所	さいたま市岩槻区西地域内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻清掃協同組合
契 約 金 額	115,500,000円
随意契約によることとした理由	本業務は「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り、下水道の整備等により、し尿汲み取り世帯が減少することに伴い、影響を受ける業者に代替業務を提供するものである。 一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(浦和・緑区)
履行場所	さいたま市浦和区及び緑区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社工コ計画
契約金額	35,640,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(見沼・北・大宮区)
履行場所	さいたま市見沼区、北区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	73,392,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(西・北・大宮区)
履行場所	さいたま市西区、北区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	72,732,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(見沼・大宮区外)
履行場所	さいたま市見沼区、大宮区及び北区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	61,828,800円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(大宮・北区)
履行場所	さいたま市大宮区及び北区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	48,400,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市死犬・猫等運搬・火葬業務
履行場所	さいたま市クリーンセンター大崎及び西部環境センター
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大成起業株式会社
契 約 金 額	支払限度額 23,100,000円 運搬·火葬3,000円/頭
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該委託業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、業務に精通しているため、作業効率が良く、業務の安全面に十分な信頼がおける。 また、本市から最も近隣にあり、かつ礼拝施設を所有し、さらに年間で発生する全頭数を焼却処分できる能力を有する専用焼却炉を所有しているため、当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん)収集運搬業務(桜・浦和・南・緑・大宮区)
履行場所	さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社リサイクルアシスト
契 約 金 額	141,423,700円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(かん)収集運搬業務(桜・浦和・南・緑・大宮区)
履行場所	さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社リサイクルアシスト
契約金額	158,576,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(古紙類)収集運搬業務(桜・浦和・南・緑・大宮区)
履行場所	さいたま市桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	浦和リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	202,400,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区及び見沼区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	122,073,600円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

<u></u>	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(PET・プラ)収集運搬業務(見沼・大宮・北区)
履行場所	さいたま市見沼区、大宮区及び北区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	120,120,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(PET・プラ)収集運搬業務(西・北・大宮区)
履行場所	さいたま市西区、北区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	120,076,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(古紙類)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区及び見沼区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	200,310,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん・かん・PET・プラ)収集運搬業務(中央区)
履行場所	さいたま市中央区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	103,620,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(古紙類)収集運搬業務(中央区)
履行場所	さいたま市中央区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	与野リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	59,730,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん・かん・PET・プラ)収集運搬業務(岩槻区東 地域)
履行場所	さいたま市岩槻区東地域内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	安住環境整美株式会社
契約金額	86,091,500円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(古紙類)収集運搬業務(岩槻区)
履行場所	さいたま市岩槻区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻リサイクル事業協同組合
契 約 金 額	49,148,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(びん・かん)選別処分業務
履行場所	さいたま市浦和区大原5丁目12番1号
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 43,428,000円 処理単価42円/kg
随意契約によることとした理由	一般廃棄物処分業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は、市内事業者であり、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有している。また、委託実績があり、びん・かん類の選別処理業務に精通し、容器包装リサイクル法による分別した資源物の引き取り品質基準を充分に満たす分別実績がある。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(PET・プラ)中間処理業務
履行場所	さいたま市浦和区大原5丁目12番1号
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 319,935,000円 処理単価50円/kg
随意契約によることとした理由	一般廃棄物処分業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は、市内事業者であり、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有している。 委託実績があり、また、プラスチックの特性を熟知し、高度な選別作業が可能であることから、ペットボトルと食品包装プラスチックを混合状態で受け入れることができ、混合収集による運搬経費の削減に寄与できる。以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市スプレー缶適正処理業務
履行場所	さいたま市岩槻区浮谷1020番1号
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岡安商事株式会社
契 約 金 額	支払限度額 26,796,000円 スプレー缶80.2円/kg 処理困難スプレー(熊・痴漢撃退等の催涙スプレー缶)2,000円/本 外1種類
随意契約によることとした理由	一般廃棄物処分業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は、市内事業者であり、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有している。 また、委託実績があり、本業務の条件であるスプレー缶内のガス等を適正に処理できる処理機械を有するのは、市内では上記業者のみであることから、当該相手方と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

大切女们他心大小师 <u>小</u> 女	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市びん残渣再資源化業務
履行場所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1 さいたま市東部リサイクルセン ター外
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	株式会社ガラスリソーシング株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 34,704,252円 太盛リサイクルセンター搬出分21,000円/t 東部環境センター搬出分18,000円/t
随意契約によることとした理由	一般廃棄物処分業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は、一般廃棄物(びん残渣)を収集から再資源化まで適正に履行することを目的に立ち上げられ、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、国の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に登録された再生処理事業者である。 上記業者は、廃ガラスびんを原料としてリサイクルガラス造粒砂(サンドウェーブG)を製造する特許を取得しており、再資源化を委託することで最終処分場の延命化に寄与することができる。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

·	,
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿)収集運搬業務(中央・桜・浦和・南・緑・大宮 区)
履行場所	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区及び大宮区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	彩都クリーンサービス協同組合
契 約 金 額	71,610,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿)収集運搬業務(浦和・緑区)
履行場所	さいたま市浦和区及び緑区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	協和商事株式会社
契 約 金 額	16,588,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼・中央区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区及び中央区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	95,964,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿)収集運搬業務(岩槻区)
履行場所	さいたま市岩槻区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻清掃協同組合
契 約 金 額	48,092,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿) 臨時収集運搬業務(西・北・大宮・見沼・中 央区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区及び中央区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 10,863,691円 基本額840円/1件 従量制371円/360
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(し尿)臨時収集運搬業務(岩槻区)
履行場所	さいたま市岩槻区内
契約締結日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	岩槻清掃協同組合
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 6,936,745円 基本額840円/1件 従量制371円/360
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(家庭吸込下水)収集運搬業務(緑区)
履行場所	さいたま市緑区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	彩都クリーンサービス協同組合
契 約 金 額	37,950,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(家庭吸込下水)収集運搬業務(南・緑区)
履行場所	さいたま市南区及び緑区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	協和商事株式会社
契 約 金 額	10,505,000円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(家庭吸込下水)収集運搬業務(西・北・大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市西区、北区、大宮区及び見沼区内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契 約 金 額	31,600,800円
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 上記業者は、当該業務に必要な人材、機材、財政的基礎を有し、また、 委託実績があり、収集地区を熟知するなど、当該業務に精通しており、作 業効率がよく、業務の安全面に十分な信頼がおける。 以上のことから当該相手方を選定し、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容	
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課	
件名	さいたま市し尿処理システム運用技術支援業務	
履行場所	さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 31 日	
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社	
契 約 金 額	11,778,800円	
随意契約によることとした理由	本業務は、未知の障害に対する復旧対応、システム固有の質問回答、OSパッチやウィルス定義ファイルの適用検証、運用改善のための監視項目等見直し適用作業、各種作業を行った場合の運用手順書の修正または新たな手順書作成などである。これらの作業は、システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの改修を伴う場合もある。このためシステムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者でしか作業が出来ないものであるため、当該相手方と随意契約を締結した。	

公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市食品包装プラスチック再資源化業務
履行場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地 彩の国資源循環工場サーマ ルリサイクル施設外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 10 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 2,508,000円 積込・運搬費用12,000円/t 処分費用48,000円/t
随意契約によることとした理由	一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項において、 「受託者が受託業務を遂行するに足9る施設、人員及び財政的基礎を有 し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であ ること」と規定されている。 当該業者は本市で収集した食品包装プラスチックを受け入れし、中間処理を行っている。さらに、資源化するにあたり適切な状態で運搬を行え、再 資源化及び最終処分までの一連の処理ルートが構築されており、効率的 に再資源化が行えるため、当該相手方と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	家庭ごみの出し方マニュアル配送業務
履行場所	さいたま市全域
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 1 日
契約の相手方名	株式会社リビングプロシード
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 4,839,285円 配送費用6.95円/部
随意契約によることとした理由	本業務は、家庭ごみの分別について啓発を図る目的で作成した「家庭ごみの出し方マニュアル」をしない全戸に配布するものである。 市内全戸に効率的に配布するため、「市報さいたま」とともに配布することから、市報運搬契約業者である当該事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とした。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
件名	さいたま市産業廃棄物等情報管理システム保守・更新管理業務
履行場所	さいたま市浦和」区常盤6丁目4番4号産業廃棄物指導課
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	株式会社プラムシックス
契 約 金 額	2,069,364円
随意契約によることとした理由	本業務は、産業廃棄物等情報管理システムの運用に伴う技術的な管理運用支援、障害等への対応等を行うものであり、当該システムの特許権、著作権等を有したシステム開発者しかできない業務である。そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。契約の相手方は、業務の性質上、他の業者依頼した場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該システムの開発業者と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息笑剂和未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市桜環境センター固化灰運搬処分(小野町)業務
履行場所	さいたま市桜区新開4丁目2番1号
契約締結日	令 和 5 年 3 月 7 日
契約の相手方名	株式会社ウィズウェイストジャパン
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 145,200,000円 固化灰運搬処分33,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務は、桜環境センターから発生した飛灰固化物を運搬処分する業務である。 選定業者であるウィズウェイストジャパンは、業務履行に必要な飛散防止、流出防止用天蓋付大型専用車両を有しており、搬入予定である小野町ウェイストパークは、最新鋭の技術を生かした構造・システムを採用した管理型最終処分場であり、法規制について適正に対応でき、安全確実に業務遂行できる業者である。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定により、一般廃棄物を市外で処分する際は、処分先が所在する自治体との協議が必要となり、福島県小野町の合意が株式会社ウィズウェイストジャパンであれば確実に得られる状況であるため随意契約により契約を締結した。

公表事項	
A X	r j Æ
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市桜環境センタースプリング入りベッドマット等運搬処分業務
履行場所	さいたま市桜区新開4丁目2番1号
契約締結日	令 和 5 年 3 月 16 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契 約 金 額	支払限度額 13,354,550円 スプリング入りベット3,100円/枚 スプリング入り1人用ソファー2,350円/個 外1種類
随意契約によることとした理由	本業務は、桜環境センターでの処理が困難なベットマット等を運搬処理する業務である。 契約の相手方は、本市から一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受け、市内で唯一スプリング入りベッドマット等を処理できる破砕処理施設を本市内に所有している。また、市の所有する廃棄物処理施設における破砕処理不可能なスプリング入りベッドマット等の処理について安全かつ確実に業務を遂行した実績があるため、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課	
件名	さいたま市桜環境センター維持管理モニタリング業務	
履行場所	さいたま市桜区新開4丁目2番1号	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 8 日	
契約の相手方名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 埼玉事務所	
契約金額	4,818,000円	
随意契約によることとした理由	本業務は、DBO方式により桜環境センターの維持管理を行っている民間事業者の財務関係、維持管理及び運営業務の遂行に関するモニタリングを行うもので、当該事業の要求水準書や入札説明書、事業者提案等契約内容を熟知していること、かつ施設の内容についても詳細まで把握している必要がある。契約の相手方は、本事業の要求水準書や入札説明書を作成し、かつ、桜環境センターの設計・施工・運営準備等のモニタリング業務を実施したことで本事業に精通している点、同様な業務を履行する知識、実績等を有しているため、随意契約により契約を締結した。	

一—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市うらわフェニックス 最終処分業務
履行場所	さいたま市緑区大字間宮741番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 17 日
契約の相手方名	浦和クリーンサービス株式会社
契 約 金 額	28,116,000円
随意契約によることとした理由	うらわフェニックスは、建設時に地元2自治会から地域住民を優先させた就労の場を設ける旨の要望があり、市は地元を優先的に配慮するとの回答を提示した経緯がある。本契約の目的を達成するには、埋立て業務に必要な知見、経験及び技術を有すること、必要な機材が準備できること、同様な業務の実績を有すること、特に地元との良好な関係を築けることは重要な条件であり、これら複数条件を満たすことが必要である。また、施設の運営管理を円滑に行うには、周辺住民との良好な関係を維持する必要がある。 浦和クリーンサービス株式会社は地元住民の就労の場として設立したもので、昭和63年度うらわフェニックス供用開始以来、業務を継続して実施し、本業務に必要な能力を有している。また、重機類・車両を有し、取り扱いについて精通している。なお、本業務については供用開始以来問題なく確実に業務を遂行してきた実績もあり、信頼できる業者である。このように、浦和クリーンサービス株式会社は契約を達成するための複数の能力を満たす一者であることから、随意契約により契約を締結した。

公表事項	内容
A X	rj 4 T
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市うらわフェニックス 施設維持管理業務
履行場所	さいたま市緑区大字間宮741番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 17 日
契約の相手方名	浦和クリーンサービス株式会社
契 約 金 額	9,009,000円
随意契約によることとした理由	うらわフェニックスは、建設時に地元2自治会から地域住民を優先させた就労の場を設ける旨の要望があり、市は地元を優先的に配慮するとの回答を提示した経緯がある。本業務は、実にうらわフェニックスの施設維持管理を行うもので、最終処分場としての機能を確実に確保するための点検維持管理を実施するものである。業務実施場所のうらわフェニックスは昭和63年度供用開始以来、浦和クリーンサービス株式会社にて埋立て業務を行っており、それ以降問題なく確実に業務を遂行している。本業務は当該埋立処分場に密接に関係する業務であることから、随意契約により契約を締結した。

	大切女は同意的人が特別であ
公 表 事 項 	内 容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター大気水質測定器保守点検業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 22 日
契約の相手方名	計測サービス株式会社さいたま事業所
契 約 金 額	4,620,000円
随意契約によることとした理由	本業務は大気水質測定器を保守点検する業務である。 当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約した。

公表事項	
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター計量データ処理システム保守点検業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 28 日
契約の相手方名	株式会社アセック
契 約 金 額	4,628,800円
随意契約によることとした理由	本業務は、西部環境センターに搬入・搬出される廃棄物等の重量を管理する計量データ処理システムの性能を維持し、常に良好な状態を確保するために保守及び定期点検等を行う業務である。計量データ処理システムのソフトウェアは、株式会社アセックにより開発されたものであり、このソフトウェアは、本で、中夕の集計及び記録を一元管理することができるシステムである。そのため、システムの保守及び定期点検等については、ソフトウェアを開発した株式会社アセック以外の業者では行うことができない。以上のことから当該業者と随意契約により契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境焼却灰処分(セメント資源化)業務
履行場所	埼玉県熊谷市三ヶ尻5310番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	太平洋セメント株式会社環境事業部
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 107,250,000円 処分業務25,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務は、当施設から搬出される焼却灰をセメントとして再資源化し、資源循環型社会の構築、最終処分場の延命化及び環境への負荷低減を目的とした業務である。 一方で、搬出される焼却灰は、有害物質を含む一般廃棄物であるため、その取り扱いには、高い技術、信用、豊富な経験等が不可欠となる。セメント資源化は、埼玉県廃棄物広域処分対策協議会と太平洋セメント株式会社との間で、広域委託処理に係る基本的事項の協定が締結されており、安定した受入処分が確保されていることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター焼却灰処分(人工砂資源化)業務
履行場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	ツネイシカムテックス株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 93,500,000円 処分業務25,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務は、ごみ処理過程において排出される焼却灰の資源化を図り、 最終処分場の延命化及び環境への負荷低減を目的とし業務である。資源 化に際しては、処分先を複数確保することにより、リスク分散を図り、当市 の廃棄物処理を円滑に進めることが必要である。 ツネインカムテックス株式会社は、公共関与による全国初めての総合的 「資源循環型モデル施設」である、埼玉県の彩の国資源循環工場の敷地 内に工場を有し、灰を人工砂に資源化する事業を行っている会社である。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) の規定により、一般廃棄物を市外で処分する際は、処分先が所在する自 治体との協議が必要があり、さいたま市は、同社への同様の業務委託を 行った実績があるため、自治体との協議を円滑に進めることが可能であ る。 以上の理由から、当該業者と随意契約により契約を締結した。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター固化灰運搬・処分(小野町)業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	株式会社ウィズウェイストジャパン
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 163,350,000円 運搬処分業務33,000円/t
随意契約によることとした理由	株式会社ウィズウエストジャパンは、これまで長年にわたってさいたま市の環境センターから排出される固化灰の処分業務を安全確実に遂行した実績がある。 そして、業務の履行に必要な飛散防止、流出防止用天蓋付の大型専用車両を有しており、また今回搬入予定している三戸ウェストパークは、最新鋭の技術を生かした構造・システムを採用した管理型最終処分場であり、法規制について適正に対応でき、安全確実に業務を遂行できる業者である。 また、年度当初から業務開始に必要な事前協議についても福島県小野町の合意が株式会社ウィズウエストジャパンであれば確実に得られる状況ある。 以上のことから「株式会社ウィズウェイストジャパン」と随意契約により契約を締結した。

来伤安式随息突的桁未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター破砕処理磁性物(鉄)資源化処理業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 14 日
契約の相手方名	岡安商事株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 4,930,200円 資源化処理業務4,150円/t
随意契約によることとした理由	本業務は、西部環境センターの破砕処理施設から搬出される破砕後の磁性物(鉄)を資源化する業務である。 当センターから排出される破砕後の磁性物(鉄)には、残渣物が多く含まれており、そのままではリサイクルが困難な状況といる。そのため、能力のあるシュレッダー(破砕機)に再度投入し、破砕後の磁性物(鉄)に含まれている残渣物を除去し、資源化する必要があることから本業務を実施するものである。 資源化業務を行うにあたり、以下の3つの条件が必要である。 1.シュレッダー設備を自社で保有しており、処理するのに十分な能力が備わっていること。 2.本市の清掃センターにおいて、破砕後の磁性物(鉄)を資源化した実績があること。 3.鉄類等の運搬能力があること。 以上の条件を満たしている者は、当該業者以外にないことから、随意契約により契約を締結した。

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センタースプリング入りマットレス等運搬処理業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	有限会社太盛
契約金額	支払限度額 (内訳) 11,720,500円 スプリング入りベットマット3,100円/個 スプリング入りソファー1人掛け2,350円/個 外1種類
随意契約によることとした理由	有限会社太盛は、さいたま市において一般廃棄物処理業及び処分業の許可を受け、市内で唯一スプリング入りベットマット等を処理できる破砕処理施設をさいたま市内に所有している。また、市の有する廃棄物処理施設における破砕処理不可能なスプリング入りベットマット等の処理について安全確実に業務を遂行した実績がある業者である。以上のことから、西部環境センターに排出されるスプリング入りベットマット等の安全な運搬・適正な処理を行うことが出来るため、当該業者と随意契約により契約を締結した。

	大切女は同意的人が特別であ
公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部西部環境センター
件名	さいたま市西部環境センター粗大ごみ処理施設運転管理業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 13 日
契約の相手方名	川重環境エンジニアリング株式会社
契 約 金 額	97,900,000円
随意契約によることとした理由	本業務は粗大ごみ処理施設の運転管理業務である。 当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札 に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加 者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため 随意契約により契約した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センター計量データ処理システム保守点検業務
履行場所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 17 日
契約の相手方名	株式会社アセック
契約金額	4,356,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、東部環境センターに搬入・搬出される廃棄物等の重量を管理する計量データ処理システムの性能を維持し、常に良好な状態を確保するために保守及び定期点検等を行う業務である。計量データ処理システムのソフトウェアは、株式会社アセックにより開発されたものであり、このソフトウェアによってデータの集計及び記録を一元管理することができるシステムとなっている。そのため、システムの保守及び定期点検等については、ソフトウェアを開発した株式会社アセック以外の業者では行うことができないため、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センター焼却灰処分(セメント資源化)業務
履行場所	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻5310番地
契約締結日	令 和 5 年 3 月 20 日
契約の相手方名	太平洋セメント株式会社環境事業部
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 82,500,000円 処分費25,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務は東部環境センターから搬出される焼却灰をセメントとして再資源化し、資源循環型社会の構築、最終処分場の延命化及び環境への負荷低減を目的としている一方で、搬出される焼却灰は、有害物質を含む一般廃棄物であるため、その取り扱いには、高い技術、信用、豊富な経験等が不可欠となる。セメント資源化は、埼玉県清掃行政研究協議会と当該業者との間で、広域委託処理に係る基本的事項の協定が締結されており、安定した受入処分が確保されていることから、当該相手方と随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センター焼却灰処分(人工砂資源化)業務
履行場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 20 日
契約の相手方名	ツネイシカムテックス株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 97,240,000円 処分費26,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務は東部環境センターから搬出される焼却灰を人工砂として再資源化し、資源循環型社会の構築、最終処分場の延命化及び環境への負荷低減を目的としている一方で、搬出される焼却灰は、有害物質を含む一般廃棄物であるため、その取り扱いには、高い技術、信用、豊富な経験等が不可欠となる。当該業者は、現在埼玉県最終処分場と民間リサイクル施設で構成される総合的な資源循環施設として位置づけられ、安定した受入処分が確保されており、同業務を適正に履行した実績があることから、当該相手方と随意契約を締結した。

ļ —	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センターばいじん運搬処分(セメント資源化)業務(運搬業務)
履行場所	さいたま市見沼区大字膝子626-1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 20 日
契約の相手方名	有隣興業株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 15,884,000円 運搬費7,600円/t
随意契約によることとした理由	本業務において搬出されるばいじんは、特別管理一般廃棄物であるため、飛散・流出させてはならない廃棄物であり、その取り扱いには、高い技術、信用、豊富な経験等が必要不可欠となる。また、当該業者は、埼玉県清掃行政研究協議会と広域委託処理に係る基本的事項の協定が締結されている「太平洋セメント株式会社熊谷工場」と運搬の協定を締結しており、当施設の特殊な搬出装置に適合する密閉式の飛灰専用特殊車両(バキューム式)を所有しているという複数の条件を満たしている県内唯一の事業所であることから、当該相手方と随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センターばいじん運搬処分(セメント資源化)業務(処分業務)
履行場所	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻5310番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 20 日
契約の相手方名	太平洋セメント株式会社環境事業部
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 125,400,000円 処分費60,000円/t
随意契約によることとした理由	本業務において搬出されるばいじんは、特別管理一般廃棄物であるため、その取り扱いには、高い技術、信用、豊富な経験等が必要不可欠となる。 また、当該相手方は関東近県で同廃棄物の処分を行っている事業所であり、埼玉県清掃行政研究協議会と広域委託処理に係る基本的事項協定を締結している唯一の事業所であることから、当該相手方と随意契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却施設運転管理業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	川重環境エンジニアリング株式会社
契 約 金 額	199,980,000円
随意契約によることとした理由	焼却プラントは、多くの機器で構成されており、燃焼制御方式及び装置等には設計・設置したプラントメーカーが取得した特許技術が採用されていることから、それら技術を熟知したものが施設を管理することで施設の性能を最大限発揮することが可能となる。また、特別高圧で受電していることから高度な電気技術も必要としており、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第1号の規定による一者特命随意契約を締結した。

公表事項	内容
山 红 ず 次	L1 4A
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎ボイラー水質管理業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	三葉化工株式会社
契 約 金 額	3,696,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、ボイラーに用いる水及び焼却施設の機器を冷却するための水を適正な状態に管理する業務であり、適正な水質の管理ができない場合には、機器に損傷を及ぼすだけでなく焼却施設の運転管理に支障をきたす恐れがある。ボイラー水の管理においては、「JIS B8223」に水質管理の基準が明記されているが、機器冷却水においてはJISの基準は無いため、水質の管理は長年の経験により当施設にあった管理を行っている。また、本業務で使用している薬品は当該業者が使用目的や用水水質及びプラントに合せて配合されたオリジナル薬品であり、詳細成分は非公開となっているため、薬品の希釈率及び注入量については当該業者以外適正に管理することができない。以上の理由から、「三葉化工株式会社」と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による特命随意契約を締結した。

	,
公表事項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎固化灰運搬(小坂)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令 和 5 年 3 月 10 日
契約の相手方名	茨城クリーン有限会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 20,460,000円 15,500円/1t
随意契約によることとした理由	本業務を履行可能な業者は、最終処分業務を予定している秋田県鹿角郡小坂町に所在する事業者から搬入が許可されている業者であり、当業務に必要となる車両・設備を所有しており、地理条件や気候の変化にも対応でき、安全確実に業務を遂行できる業者である。また、交通安全対策などの取り組みを評価し、環境保全への取り組みをしている業者でもあることを考慮して、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により二者での見積合せを行った結果、当該相手方と随意契約を締結した。

一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎固化灰処分(小坂)業務
履行場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢96-29
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 10 日
契約の相手方名	グリーンフィル小坂株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 25,080,000円 19,000円/1t
随意契約によることとした理由	市内最終処分場の延命化のため、従前より最終処分業務の一部を業務委託している。処分業務については、維持管理基準等の法規制があり、それらを遵守し、安全確実に業務を遂行する業者でなければならない。 搬入を予定しているグリーンフィル小坂株式会社は、廃棄物の受け入れを開始して15年間、事故等を起こすことなく最終処分場の管理を行っており、付帯する侵出水処理設備は高度なシステムを採用しているため、法規制について適正に対応しながら安全確実に業務を遂行している業者である。 加えて、処分場が所在する小坂町との事前協議の合意も確実に得られる予定であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による、特命随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎破砕処理磁性物(鉄)資源化処理業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 17 日
契約の相手方名	岡安商事株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 8,470,000円 3,500円/1t
随意契約によることとした理由	この業務は、クリーンセンター大崎の破砕処理施設から搬出される破砕後の磁性物(鉄)を資源化する業務である。本施設は供用開始後25年余りが経過しており、設備が老朽化していることから残渣物が多く、本センターから排出される破砕後の磁性物(鉄)では、リサイクル困難な状況となっている。リサイクルのためには、能力のあるシュレッダー(破砕機)に再度投入し、破砕後の磁性物(鉄)に付着している残渣物を除去し、資源化する必要があることから本業務を実施するものである。上記資源化業務を行うにあたり1、シュレッダー設備を自社で備えており、能力が十分に備わっていること。2. 本市の清掃センターにおいて、破砕後の磁性物(鉄)資源化の実績があること。3. 鉄類等の運搬能力があること。の条件が必要である。以上の必須条件を兼ね備えている者は、「岡安商事株式会社」以外に無いことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約を締結した。

公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰運搬(フェニックス)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	浦和クリーンサービス株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 4,840,000円 2,200円/1t
随意契約によることとした理由	うらわフェニックスは、建設時に地元自治会から地域住民を優先させた 就労の場を設ける旨の要望があり、市は地元を優先的に配慮するとの回 答を提示した経緯がある。本契約の目的を達成するには、灰運搬業務に 必要な知見、経験及び技術を有すること、特に地元との良好な関係を築 けることは重要な条件であり、これら複数条件を満たすことが必要である。 浦和クリーンサービス株式会社は地元住民の就労の場として設立したも のであり、本業務に必要な能力・車両を有しており、本業務をこれまで履 行してきた実績もある。浦和クリーンサービス株式会社は契約を履行する ための条件を満たす者であることから、地方自治法施行令第167条の2第 1項第6号の規定による、一者特命随意契約を締結した。

美務妥託随思契約結果表	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰処分(人工砂資源化)業務
履行場所	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	ツネイシカムテックス株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 31,460,000円 26,000円/1t
随意契約によることとした理由	本業務は、ごみ処理過程において排出される焼却灰の資源化を図り、 最終処分場の延命化及び環境への負荷低減を目的とし委託するもので ある。資源化に際しては、処分先を複数確保することにより、リスク分散を 図り、当市の廃棄物処理を円滑に進めることが必要である。 ツネイシカムテックス株式会社は、公共関与による全国初めての総合的 「資源循環型モデル施設」である、埼玉県の彩の国資源循環工場の敷地 内に工場を有し、灰を人工砂に資源化する事業を行っている会社である。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) の規定により、一般廃棄物を市外で処分する際は、処分先が所在する自 治体との協議が必要となる。さいたま市は、同社への同様の業務委託を 行った実績があるため、自治体との協議を円滑に進めることが可能であ る。 以上の理由から、「ツネイシカムテックス株式会社」と地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号の規定による特命随意契約を締結した。
	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎大崎固化灰資源化(宮城)業務
履行場所	宮城県栗原市高清水中の沢25-1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 17 日
契約の相手方名	有限会社築館クリーンセンター
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 36,300,000円 22,000円/1t
随意契約によることとした理由	築館クリーンセンターでは、焼却残渣を埋立処分するのではなく、再生路盤材等の補足材として製造している。これにより最終処分場の延命化並びに環境負荷の低減を図るものである。 有限会社築館クリーンセンターは焼却残渣の造粒固化資源化を安全確実に行ってきた実績があり、適切に業務を遂行できる業者である。また、資源化施設が所在する宮城県栗原市との事前協議の合意も確実に得られる予定であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による特命随意契約を締結した。

	水の女は他の人がない。
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰処分(セメント資源化)業務
履行場所	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻5310番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	太平洋セメント株式会社環境事業部
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 66,000,000円 25,000円/1t
随意契約によることとした理由	埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社との間で、焼却灰・ばいじんの広域委託処理に関する協定が締結され、焼却灰のセメント資源化を実施している。この事業は、焼却残渣を埋立処分するのではなく、資源循環型社会の構築を目指し、セメント資源化するとともに最終処分場の延命化並びに環境負荷の低減を図るものである。太平洋セメント株式会社は焼却残渣のセメント資源化を安全確実に行ってきた実績があり、適切に業務を遂行できる業者である。以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による特命随意を締結した。

表历安山随总大川和木 <u>双</u>	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎スプリング入りベッドマット等運搬処理業 務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	有限会社大盛
契 約 金 額	支払限度額 17,022,500円 スプリング入りベッドマット3,400円/枚 スプリング入り一人用ソファー2,500円/個 外1種類
随意契約によることとした理由	有限会社太誠は、さいたま市から一般廃棄物収集運搬業及び処理業の許可を受け、市内で唯一スプリング入りソファー及びスプリング入りベッドマット(以下適正処理困難ごみと呼ぶ)を処理できる破砕処理施設をさいたま市内(所在地:さいたま市浦和区大原5-12-1)に所有している。また、市の所有する廃棄物処理施設における破砕処理不可能な適正処理困難ごみの処理について、安全確実に業務を遂行した実績がある業者である。以上のことからクリーンセンター大崎から排出される適正処理困難ごみの安全な運搬・適正な処理を行うことができるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約を締結した。

大切女们他心大小师 <u>人</u>	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎スプリング入りベッドマット運搬処理業務 (寄居)
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	株式会社工コ計画
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 14,052,500円 3,650円/枚
随意契約によることとした理由	株式会社エコ計画は、さいたま市内に本店を有し、寄居町から一般廃棄物業及び処分業を受け、全国的に問題となっているスプリング入りベッドマット等を処理できる破砕処理施設を寄居町に所有している。また、近隣他市に破砕処理が困難なスプリング入りベットマットの処理について安全確実に業務を遂行した実績がある業者である。市内で処理可能な設備を有している業者が1者あるが、処理量が上限に達しているため、他の施設での処理が必要である。また、スプリング入りベッドマットの処理は、特殊な作業を有するため、スプリング入りベットマット処理の知見及び専門性を有し、安全に作業が履行できる業者を選定する必要があり、さいたま市に登録のある業者では、株式会社エコ計画しかいない。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第第6号による特命随意契約を締結した。

来伤安式随息突刹桁未衣	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰資源化(栃木)業務
履行場所	栃木県小山市梁2333番地29
契約締結日	令 和 5 年 3 月 13 日
契約の相手方名	メルテック株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 46,750,000円 42,500円/1t
随意契約によることとした理由	市外で廃棄物の処理を実施するためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条第9号の規定により、事前に受入れの先の処分場が所在する自治体に一般廃棄物の種類及び数量当を通知し、事前協議する必要がある。処分場との契約だけでなく、当該自治体に許可を受けない限り排出ができない。 一つの処分施設に依存すると、その施設のトラブルや自然災害等で搬入できなくなった場合、当市の破棄物処理が滞る恐れがあるため、複数の処分先や量を調整し、業務を行う必要がある。このような事前協議が必要なことから、受入先の自治体と調整を進めており、本契約の締結後に確実に合意が得られる予定である。メルテック株式会社では、焼却残渣を埋立て処分するのではなく、再生路盤材等としての補足材として製造している。これにより最終処分場の延命化並びに環境負荷の低減を図るものである。メルテック株式会社は焼却残渣の資源化処分を安全確実に行ってきた実績があり、適切に業務を遂行できる業者である。以上のことから、業務の安全性、履行の確実性を考慮した場合、競争入札に付することが不利なものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による、特命随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎大崎固化灰運搬(宮城)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	首都圏産業株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 19,800,000円 12,000円/1t
随意契約によることとした理由	当該相手方は固化灰の資源化業務を予定している宮城県栗原市に所在する事業者から、運搬業者として指定されている業者であり、当業務に必要となる車両・設備を所有しており、安全確実に業務を遂行できる業者である。 また、これまでも同業務の実績があり、業務の履行に支障がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による特命随意契約を締結した。

来份安式随息突約桁未衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰処分(大館)業務
履行場所	秋田県大館市花岡町字滝ノ沢82番地1
契約締結日	令 和 5 年 3 月 15 日
契約の相手方名	エコシステム花岡株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 17,600,000円 16,000円/1t
随意契約によることとした理由	市外で廃棄物の処理を実施するためには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条第9号の規定により、事前に受入れ先の処分場が所在する自治体に一般廃棄物の種類及び数量等を通知し、事前協議する必要がある。処分場との契約だけでなく、当該自治体に許可を受けない限り搬出ができない。1つの処分施設に依存すると、その施設のトラブルや自然災害等で搬入できなくなった場合、当市の廃棄物処理が滞る恐れがあるため、複数の処分先や量を調整し、業務を行う必要がある。上記の事前協議が必要なことから、受入れ先の自治体と調整を進めており、本契約の締結後には、確実に合意が得られる予定である。搬出する焼却灰は、有害物質を含む一般廃棄物であるため、処分業務については、維持管理基準等の法規制があり、それらを遵守し、安全確実に業務を遂行する者でなければならない。搬入を予定しているエコンステム花岡株式会社は、廃棄物の受け入れを開始して34年間、事故等を起こすことなく最終処分場の管理を行っており、付帯する浸出水処理設備は高度なシステムを採用しているため、法規制について適正に対応しながら安全確実に業務を遂行している業者である。以上のことから、業務の安全性、履行の確実性を考慮した場合、競争入れに付することが不利なものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による、特命随意契約を締結した。

	r
公 表 事 項 	内 容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎焼却灰運搬(大館)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 10 日
契約の相手方名	茨城クリーン有限会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 17,050,000円 15,500円/1t
随意契約によることとした理由	当該相手方は最終処分業務を予定している秋田県大館市に所在する事業者から、搬入が許可されている業者であり、当業務に必要となる車両・設備を所有しており、地理条件や気候の変化にも対応でき、安全確実に業務を遂行できる業者である。また、交通安全対策などの取り組みを評価し、一定の基準をクリアーした事業所として安全性優良事業所の認定取得や、環境保全への取り組みを審査・確認の結果、グリーン経営認証を取得している業者でもあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による二者での見積合せを行い、当該相手方と随意契約を締結した。

来伤安乱随息关剂柏未衣		
公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	環境局施設部大宮南部浄化センター	
件名	さいたま市大宮南部浄化センター機械警備業務	
履行場所	さいたま市見沼区大字上山口新田508番地1	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 20 日	
契約の相手方名	セコム株式会社	
契 約 金 額	1,914,000円	
随意契約によることとした理由	大宮南部浄化センターは現在セコム株式会社が機械警備業務を請け負っている。業務は盗難や事故の発見及び防止業務に加え、し尿処理設備の異常警報監視の業務も24時間行い、土日・休日等職員が不在の時に異常があった場合(重故障の警報が発動した場合)、職員に連絡することも含まれている。 異常警報監視等は、し尿処理設備を管理している中央監視システムから異常を読み取り警備会社に発報する形式になっており、中央監視システムと密接に結びついているため、仮に上記業者以外が業務を請け負った場合、既設装置の撤去および新規装置の設置またにかかる経費は多大なものとなり、さらにこれらの作業に数日を要した場合、夜間等に設備異常がおきても対応ができず、施設運営に多大な支障をきたす恐れがある。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」においては、随意契約ができるとされている。また、財政局契約管理部調達課作成の「年度当初から行う業務委託のガイド(令和2年4月)」において、「受注業者が変わることにより、施設の性質上などから、警備業務用機械装置の設置等に多大な経費や期間を要し、円滑な業務遂行に支障をきたすなど、市にとって大変不利な条件となる場合」は、前年の受注業者と1者特命随意契約とすることができる旨が示されている。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるセコム株式会社との1者特命随意契約とした。	

_	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター西堀
件名	さいたま市クリーンセンター西堀建物機械警備業務
履行場所	さいたま市桜区新開4-1-1
契 約 締 結 日	令 和 5 年 3 月 23 日
契約の相手方名	綜合警備保障株式会社 埼玉南支社
契 約 金 額	支払限度額 3,326,400円 警備費50,400円/月
随意契約によることとした理由	本業務は建物機械警備業務であり、警備業務のほか、施設内の処理設備に異常が発生した場合に、担当職員へ緊急連絡する業務も含まれていることから、、受注者に変更が生じた場合には、施設の性質上、警備業務用機器装置の新規設置等に多大な経費や期間を要し、その期間中の緊急対応が困難となるなど、施設の円滑な運営に支障をきたし、市民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、1者特命随契を締結した。